

別表2（第5条第1項（2）関係）

| 助成基準額                 |          | 助成率             |
|-----------------------|----------|-----------------|
| 距離区分（※）               | 補助単価（往復） |                 |
| 25km を超えて 50km まで     | 1,840 円  | 3分の2以内（1円未満切捨て） |
| 50km を超えて 75km まで     | 3,180 円  |                 |
| 75km を超えて 100km まで    | 4,040 円  |                 |
| 100km を超えて 125km まで   | 5,060 円  |                 |
| 125km を超えて 150km まで   | 6,160 円  |                 |
| 150km を超えて 175km まで   | 7,920 円  |                 |
| 175km を超えて 200km まで   | 8,800 円  |                 |
| 200km を超えて 225 k m まで | 9,680 円  |                 |
| 225km を超えて 250km まで   | 10,340 円 |                 |
| 250km を超えて 275km まで   | 11,880 円 |                 |
| 275km を超える            | 12,540 円 |                 |

※ 距離区分については実際に治療を行った医療機関のほかに、同じ治療を行うことができる医療機関が存在する場合は最寄りの医療機関までの距離を適用する。

ただし、以下の場合には通算助成回数が増えるまでの間、治療を行っている医療機関までの距離を適用する。

（1）1回の治療の途中で転居・転入を行った場合であって、従前の医療機関で治療を行う場合。

（2）基準日が令和6年4月1日以前にある、若しくは令和6年4月1日時点で治療が継続している場合。

※ 通算助成回数は1子毎に数えられ、出産（妊娠12週以降の死産を含む）まで継続する。